第二章　経過措置

（都道府県の特別会計に関する経過措置）

第十一条　農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に都道府県が行っている改正法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号。以下「旧農業改良資金助成法」という。）第三条に規定する事業（改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に都道府県が行う貸付けの事業を含む。）の経理は、平成二十二年度の末日までの間、なお従前の例により旧農業改良資金助成法第十二条第一項の規定により設置された特別会計（以下「特別会計」という。）において行うことができる。

2　前項の規定により同項に規定する経理をなお従前の例により特別会計において行う場合における都道府県の一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理については、なお従前の例による。

3　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第三十四条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、特別会計が廃止されるまでの間は、その経理をなお従前の例により当該特別会計において併せて行うことができる。

4　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同法第十八条第一項に規定する資金を貸し付ける事業を行う都道府県は、特別会計が廃止されるまでの間は、その経理をなお従前の例により当該特別会計において併せて行うことができる。

5　前項の規定により同項に規定する経理をなお従前の例により特別会計において行う場合における都道府県の一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理については、なお従前の例による。

（納付金）

第十二条　改正法附則第二条第六項の規定による政府への納付金は、改正法の施行の日（同条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を行う都道府県にあっては、当該貸付けの事業を終了した日。以下この項において同じ。）における貸付金（都道府県が行う旧農業改良資金助成法第三条の貸付けに係る資金をいう。以下この条において同じ。）の未貸付額に係るものについては平成二十四年八月三十一日までに、改正法の施行の日後において支払を受けた貸付金の償還金に係るものについてはその支払を受けた償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の八月三十一日までに納付しなければならない。

2　都道府県は、改正法附則第二条第六項の規定による政府への納付金を前項に規定する期限までに完納しなかったときは、当該期限の翌日からその完納の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない。

3　改正法附則第二条第六項の規定は、同条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を行う都道府県が、当該貸付けの事業を終了する前に、貸付金の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

4　都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、旧農業改良資金助成法第十六条第三項の規定の例により特別会計から一般会計への繰入れを行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。ただし、第二条及び第六条並びに附則第三条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（同年五月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の地方税法施行令第五十二条の二の二第二項第二号ロに掲げる資金の貸付けを受けてこの政令の施行の日前に取得された同号に規定する機械及び装置並びに当該資金の貸付け（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法の施行後に行われる当該資金の貸付けを含む。）を受けて同日以後に取得される同号に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国の貸付金の償還金に関する経理については、第六条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令第六十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣臨時代理　国務大臣　仙谷　由人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十八号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年六月十八日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

省　令

○農林水産省令第三十六号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百二十七号）の施行に伴い、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農業改良資金助成法施行規則の一部改正）

第一条　農業改良資金助成法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法施行規則

第一条を削る。

第二条中「法第七条第一項」を「農業改良資金融通法第六条第一項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号ハ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「地方公共団体」を「公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に改め、同号ニ中「事業」の下に「（ハに掲げる事業を除く。）」を加える。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成七年農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十二条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十三条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第五条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条第二十一号及び第百九十三条の二第三号中「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」を削る。